

弁護士会の

東京三弁護士会多摩支部 🔍 検索

No. 42
2020/4

多摩地区法律相談

センターニュース



多摩地区の市民の皆様には、日頃、東京三弁護士会多摩地区法律相談センターをご利用いただきまして、ありがとうございます。

八王子・立川・町田に設けている各法律相談センターは、いずれの相談センターも離婚、相続、DV等のご家庭内のご相談から、労働相談、消費者相談、経営に関する相談等様々なご相談を賜っております。

各相談センターは相談回数制限等もございませんので、悩み事がございましたら、一人で悩まず、何度でもご相談にお越しいただきご活用いただければ幸いです。

これからも地域の皆様のお力になれる様、様々な取り組みを行っていきたいと考えておりますので、ご意見・ご要望等ございましたら、東京三弁護士会多摩支部にお寄せください。

令和元年度東京三弁護士会多摩地区法律相談センター運営委員会

委員長 草道 倫武

発行所 東京三弁護士会多摩地区法律相談センター

〒190-0014 東京都立川市緑町7-1 アーバス立川高松駅前ビル2階

Tel (042)548-3800 Fax (042)548-3808

東京三弁護士会多摩支部ホームページ <http://www.tama-b.com/>

無戸籍問題

『無戸籍専門相談、いよいよ始まりました』

無戸籍者問題に関する
ワーキンググループ

副座長 中田 雅久

日本における無戸籍者

法務省によると、昨年6月時点の無戸籍者数は確認できている限りで701人とされていますが、これは、氷山の一角に過ぎないと考えられています。公の調査は、住民票の取得や児童手当の申請などで窓口を訪れた人、児童養護施設等を対象とした調査から無戸籍者の情報を集約する等しかありませんが、無戸籍の人が自分から役所の窓口に行ったり、必ずしも児童養護施設がかかわるわけではないからです。

別の見解では、日本全国で、その数は1万人とも言われています。その根拠は、最高裁が発表する司法統計で、血縁上の父と法律上の父のギャップがあることに関係すると思われる調停、裁判が毎年3000件程度あり、そのうち、解決できず不成立や取り下げで終了しているものが約500件です。それらの人は、そのまま無戸籍が続くので、20年間で約1万人という計算です。

無戸籍となる原因

そもそも、戸籍は、原則、出生届の提出によって作られます。出生届を出せない、出さないケースの場合には、無戸籍になります。

では、なぜ、出生届を出さないのでしょうか。民法の規定では、離婚してから300日以内に生まれた子は、前の夫の子どもとされ、戸籍にもそのように記載されます。血のつながりと、法律上の父がズレるわけです。それを嫌って、出生届を出さないケースが一番多く、95%くらいがそういったケースではないかと言われています。様々な理由から、母親が婚姻中や離婚後300日以内に法律婚のパートナー以外の間の男性との間に子どもができることは、いくらでも生じ得ます。いわゆる不貞の場合もあれば、離婚後、新しいパートナーとの間の子どもが早産で生まれたという場合もあります。前夫によるDV等が絡んでいるケースも少なくありません。血のつながりがないことが分かっている母親としては、離婚して他人となった前の夫の子どもとして戸籍に記載されるのは耐え難い、前の夫に子どもができたことを知られたくない、消息を知られたくないことがあり、その場合、出生届を出せないことになるのです。

他に、親が戸籍制度に反対、夫婦別姓で事実婚を選んでいるが、「嫡出でない子」(※嫡出=法律上の夫婦関係の間の子)と記載されることを嫌うケース、婚外

出産を知られたくない・望まない出産等で出生届を出さないケース、親に知的障害がある等で制度を知らない、貧困で住居が定まっていない等で出生届提出に意識が行かない、医療費が払えず出生証明がないため出せないケース等もありますが、いずれにせよ、無戸籍となる原因は、本人の責任ではありません。

無戸籍者が抱える困難

戸籍が無いことによって、本人は、学校に通えない、住民サービスを受けられない、婚姻や就職に支障が生じる等、社会生活上様々な不利益を受けています。

そのような実際上の困難に加え、周囲の誰も自分を知らないどころか、自分さえ自分が誰なのかわからないことから、心理的な側面、アイデンティティの確立にも困難を抱える場合があります。

弁護士会多摩支部で無戸籍専門法律相談始めました

私たちは、無戸籍問題の解決のためには、民法(親族法)や家事事件手続法、人事訴訟法、戸籍法、国籍法の知識が必要となり、法律専門職である弁護士が取り組むことが求められていると考えています。

根本的な問題解決には、DNA型鑑定等の医学技術の進歩を踏まえ、民法の改正が望まれますが(なお、すでに「離婚後に懐胎したことを証明する医師の作成した証明書を添付すれば、現在の夫の子どもとして出生届を受理する」という通達が発出され、問題の一部は解決されています)、それまでの間は、個別の事案に関して、弁護士が、法務局での手続きや、裁判手続きを経て、出生事項記載申出書の提出に至るお手伝いをすることができます。

すでに、法務省が無戸籍者の実態把握に努めるとともに、全国各地の法務局に相談窓口を設け、手続案内をする等各種の取組が行われており、その一環として、現在、定期的に無戸籍者問題解消東京地方協議会が開催され、この問題の対応に当たっています。

弁護士会多摩支部では、昨年11月から、無戸籍専門法律相談の窓口を設置いたしました。事務局042-548-1190(平日10時から17時)にお電話いただければ、無戸籍問題に精通している弁護士が紹介され、各弁護士の事務所で相談が受けられます。法テラスの基準を満たす方は相談料も無料です。

どうぞ、積極的にご利用・ご紹介ください。

安心!なの? 配偶者居住権

高齢者・障害者の権利に関する委員会

副委員長 湧田有紀子

弁護士として日々いろいろなところで法律相談をお受けしていますが、最近、相続のご相談に来られる女性の方から、こんなお話をうかがうことが増えました。

「今度法律が変わって、『配偶者居住権』というものができたんですよね!夫にもしものことがあっても、タダでこれからも同じ家に住めることが保証されたので安心です!!」

このように大変嬉しそうにお話しされる方が結構いらっしゃるのですが、よくよくお話をうかがってみると、どうやら配偶者居住権について、いろいろと誤解されていることも多いのです。

そこで、このコーナーでは、配偶者居住権について一般の皆様が誤解しがちなポイントをご説明いたしましょう。

そもそも配偶者居住権とは大まかにどういうものかといいますと、自己所有の建物に夫婦で一緒に暮らしていた方が死亡した場合に、その方の配偶者が、その建物の所有権を取得しないにもかかわらず、引き続き無償で住み続けることができるという権利(期間は原則として終身)です。

(なお、夫と妻のいずれの死亡の場合も認められますが、実際のご相談では、圧倒的に夫が死亡した場合のケースが多いため、以下は、夫死亡のケースを前提に述べていきます。)

例えば、夫が亡くなって、妻と子どもの合計2人が相続人である場合、法定相続分に従えば、夫の遺産を妻と子どもが2分の1ずつ取ることになります。遺産が自宅建物の所有権(2000万円相当)と預金2000万円しかなく、妻が自宅に住み続けたいのなら、自宅建物の所有権を妻、預金を子どもが取ると、ちょうど同額が取得できて一番簡単です。

しかし、そうすると、妻は自宅は確保できて預金は手に入りませんから、生活費に困ってしまうことが考えられます。

そのようなとき、妻は、自宅の所有権自体は子どもに譲ってしまって、自分は自宅に住む権利だけもらえれば理想的です。もちろん、子どもに家賃を払って自宅を借りるという方法もありますが、子どもの相続した家をタダで使う権利がもらえればなお嬉しいところ

です。この「子どもの相続した家をタダで使う権利」が、まさに配偶者居住権なのです。

よくある誤解その1

「配偶者が死亡したら、何もしなくても、自分は引き続きタダで自宅に暮らす権利がある!!」

配偶者居住権について最もよくある誤解がこれです。配偶者居住「権」という単語のイメージから、何も手続きを取らなくても、自動的に自宅に住み続ける権利が得られる、と思い込んでしまいがちですが、実は、配偶者居住権は、放っておいても勝手に転がり込んでくるものではなく、きちんと所定の手続きを取らなければ手に入りません。例えば、夫の生前に、妻に配偶者居住権を取得させるという内容の遺言書を用意しておいてもらうとか、遺産分けの話し合い(遺産分割協議)の中で、「配偶者居住権を取得したい!!」と意見を述べて合意を取り付ける、といったそれなりの努力をしなければ実現しないのです。

よくある誤解その2

「相続人は配偶者である自分と子どもの合計2人だけけど、自分は配偶者だから遺産の2分の1が手に入る。それに加えて配偶者居住権が手に入るのだからおトクだわ!!」

これは、配偶者居住権が、遺産分割と関係ないかのように思われていることからくる誤解です。

妻が配偶者居住権、つまり「子どもの相続した家をタダで使う権利」を取得した場合、この配偶者居住権は、遺産の一部と考えられます。例えば、自宅建物の所有権が2000万円相当だとすると、「タダで使う権利」だけもらうのであっても、2000万円のうちのいくらかはもらったことになるのです。(このとき、いくらの財産をもらったことになるのか?という計算をするにあたっては、複雑な検討が必要です。ここでは割愛します。)ですから、配偶者居住権を取得するのであれば、その分、他の遺産を取得する額は減るということになりますので、「遺産の総額の2分の1をもらって、それとは別に配偶者居住権をもらう」という計算にはなりません。

よくある誤解その3

「先月夫が亡くなったのですが、配偶者居住権ができたと聞いて安心しました！さっそく配偶者居住権を取得するために遺産分けの協議をします！」

配偶者居住権についてのニュースが一般にもかなり知れ渡ってきたために、このような意欲を見せる方もおいでかと思えます。しかし、配偶者居住権に関する規定の施行日は令和2年4月1日となっていますので、この日より前に死亡した方の相続については、残念ながら配偶者居住権は使えません。

このように、配偶者居住権については、まだまだ正確な内容が皆さまに理解されているとまでは言えないように感じます。

ご自身やご家族について、配偶者居住権の制度がどの程度役立てられるのか？…気になるという方は、どうぞお気軽に弁護士にご相談下さい。

「生活保護相談」をご利用ください！

ひんこんもんだいたいさく 貧困問題対策プロジェクトチーム

ふくさちやう さとう おき 副座長 佐藤 宙

とうきやうさんべんごしかいたましが せいかつほごそうだん 東京三弁護士会多摩支部では、「生活保護相談」をおこなっています。生活保護に関して同一案件につき3回まで無料で相談を受けることができます。生活に困窮している方、生活保護を利用できないか考えている方、現に生活保護を受けているけれどもお困りごとがある方などから、たくさんの相談が寄せられています。お気軽にご相談ください。

●生活保護は権利です

けんぽうじょう せいかつほご 憲法25条には、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」とあります。せいかつほご けんぽうじょう 生活保護はこの憲法25条に基づき、すべての国民に最低限度の生活を保障するために作られた制度です。したがって、生活保護を受けることはすべての国民のけんり 権利なのです。

せいかつほご じゆきやう 生活保護を受給している方は、ぜんこく 全国に216万人以上もいます(平成27年4月現在)。せいかつほご 生活保護を受けることは何も特別なことではありませんし、恥ずかしいことでも全くありません。

●生活保護を受け始めるときのトラブル

せいかつほご 生活保護は、①保護基準を下回る収入しかないこと(ちいき 地域によって違います)、②稼働能力や資産を活用し

ていること、③日本国籍を有していること(日本国籍を有していなくても受給できる場合はあります)、この3つの要件を満たせば、誰でも受給することができます。

しかしながら、せいかつほご 生活保護の受給を申請したとき、「親族に援助を受けられるか確認してから改めて申請に来るように」といって申請を受け付けなかったり、びやうき 病気や障がいなどで働くことができないのに、「働けるでしょ」などといって申請を受け付けられないなど、違法に申請を受理しないことが未だにあります。これは「水際作戦」といわれています。

このような生活保護の申請の不受理は許されませんので、このようなたいおう 対応をされた場合は、「生活保護相談」にご相談ください。申請が受理され、生活保護を受給できるようになる可能性があります。

●生活保護を受けている最中のトラブル

せいかつほご 生活保護を受けている最中にも、違法・不当な処分を受けることがあります。

さいきんおおみ 最近多く見られるのが、やくしょがまちが 役所が間違って多く支払ってしまった生活保護費を、後になって全額返還して欲しいと求められることです。具体例で説明しましょう。せいかつほご 生活保護を受けている中で、年金の支給が始ま

り、役所に年金の支給が始まることを伝えていました。この報告を受けた役所は、支払われた年金額を差し引いて、生活保護費を支給しなければならないのですが、これを1年間忘れてしまい、合計で60万円も多く支払ってしまいました。役所は、間違えて支払いすぎてしまったので、全額を返還するように求めてきました。しかし、多く支払われているとは全く知らず、生活保護費をすべて生活に使ってしまったため、返還に充てるお金など残っていない、どうしましょう。

このようなケースでは、生活保護法63条という条文を根拠に返還を求められるのです。この条文は、間違えて支払った生活保護費全額の返還を原則とするものではありません。生活保護を利用する方の自立した生活が侵されない範囲での返還を求めることができるというものです。したがって、役所としては、生活保護費としてすべて使ってしまった残っていないのであれば、返還を求めないという処分をすることも可能であり、少なくとも、当然に全額の返還を求めたことは、生活保護利用者の自立した生活を侵すもので違法です。

また、次のような事案も考えられます。親子3人家族で生活保護を受給していたところ、未成年のお子さんがご両親に隠れてアルバイトをしていることがわかりました。ご両親は、お子さんがアルバイトをしていることを知らなかったため、アルバイト代を収入として申告していませんでした。アルバイト代の存在に気がついた市は、生活保護法に基づいてお子さんのバイト代全額に相当する保護費の返還を求めてきました。このケースでは、収入申告漏れがあった以上、バイト代全額に相当する保護費の返還をすることはやむを得ないとも思われます。しかし、未成年のお子さんが働いていて収入を得た場合、その全額を収入として認定するのではなく、一部を控除した金額を認定することになっています（これを一般に「未成年者控除」といいます）。働くための動機付けとして、全額を収入としては認定しないわけですね。ですから、全額を収入として認定して、それに相当する額の返還を求めた処分は、違法であるといえます。

● 処分を争う方法

行政に違法・不当な処分をされた場合には、処分をした福祉事務所などに取消を求める交渉をしたり、東京都に処分の取り消しを求めて審査請求を申し立てることができます。もっとも、これらをするには、専門的な法律知識が必要となり、弁護士による対応が求められる場合も少なくありません。「弁護士に依頼したいけれど、弁護士費用なんてとても払えない！」と思われるかも知れませんが、弁護士費用の援助を受けられる場合がありますので、ご自身で処分を争うことが難しいと感じた場合は、弁護士への依頼をご検討ください。

● 最後に

生活保護は、私たち国民の健康で文化的な最低限度の生活を保障するために、憲法25条に基づいて支給されるものです。したがって、保護を受けられる人の申請を受け付けなかったり、保護を廃止してはならないのに廃止するなどということは決してあってはなりません。しかしながら、行政による違法・不当な扱いや処分は少なからず存在します。ですから、皆さんが「保護を受けられないっていわれたけど、本当かな？」とか、「保護を廃止するっていわれたけど納得できない！」といったように、行政に納得のいかない対応を受けた場合は、この「生活保護相談」にお気軽にご相談ください。解決の糸口が見つかるはずですよ。

生活保護法律相談

TEL 042-642-5000
 受付：月曜日～金曜日（祭日を除く）
 午前9時30分～12時
 午後1時～4時

働き方改革関連法について

労働法制に関するプロジェクトチーム

座長 松尾裕介

1 はじめに

2018年の通常国会において、労働基準法等の関係諸法の改正を内容とした、いわゆる「働き方改革関連法」が成立し、2019年4月から順次施行されています。

本稿では、重要な改正事項にしぼって、法改正の内容をごく簡潔に指摘したうえで、労働者側・使用者側双方にとっての法改正の影響や留意点を概説します。

2 時間外労働の上限規制

(1) 法改正の概要

そもそも、原則として日8時間週40時間を超えて労働をさせることは違法ですが、例外として「36協定」という労使間の協定を締結した場合には、その範囲内で残業が許容されます。

もともと、従来は、「36協定」で定める時間外労働の上限時間の規制には法的拘束力がなく、しかも「特別の事情」が生じた場合は、上限なく時間外労働をさせることが可能でした。

今般の改正では、時間外労働の上限につき、月45時間、年360時間を原則として（以下、「原則的上限」といいます。）、臨時に特別の事情がある場合でも、年720時間、単月100時間未満、複数月平均80時間が上限であり（以下、「特別条項」といいます。）、いずれも罰則対象となりました（施行日：大企業は2019年4月1日、中小企業は2020年4月1日）。

(2) 労働者側からみたポイント

「36協定」締結にあたっては、時間外労働の上限が、原則的上限となるよう交渉すべきですし、特別条項を入れる場合にも、時間外労働を行わせることがで



きる個別具体的事由の明記と精査をして、法定の上限ぎりぎりの時間設定（＝いわゆる「過労死ライン」）を許さないようにすべきです。

(3) 使用者側からみたポイント

時間外労働の上限に法的拘束力が与えられた以上、法違反とならないよう、労働時間の正確な把握が重要です。労働時間はタイムカードや入退館記録、パソコンのログ記録等客観的な方法で把握するようにし、また、労働者のダラダラ残業は放置せず、残業禁止命令も含めた対応を検討する必要があります。

また、細かい点ですが、①月100時間未満・②複数月平均80時間の規制は法定休日労働を含みますが、③月45時間、④年720時間の規制は法定休日労働を含みませんので、正確な管理が重要です。

3 年次有給休暇の時季指定義務

(1) 法改正の概要

本来、有給休暇は労働者が自由に取得（時季指定）できるのが原則で、ただそれが事業の正常な運営を妨げる場合に限り、使用者がその時季を変更できる、という規制でした。



しかし、有給休暇の取得率を高めるため、年10日以上の有給休暇が付与される労働者については、そのうち5日につき、使用者が時季を指定して有給休暇を与えなければならないことになりました（施行日：2019年4月1日）。

(2) 労働者側からみたポイント

これまで休日としていた年末年始やお盆について、休日を廃止し、年次有給休暇の時季指定に振り替えているというケースを見聞します。

しかし、就業規則を労働者にとって不利益に変更するには、高度の合理性が要求されます。上記のような対応は、単に休日が減っており、不利益変更であることは明らかですから、合理性は認めがたく、労働者の個別同意がない限り無効です。安易に同意しないようにすべきです。

(3) 使用者側からみたポイント

有給休暇につき、時季、日数及び基準日を労働者ごとに明らかにした管理簿を作成・保存することが義務化されました。

また、使用者による時季指定の対象者には、取得時季の意見を聴取した上で時季指定する必要があります（ただし労働者の意見に拘束されるわけではありません）。

従来以上に、個別に有給休暇を管理することが極めて重要です。

4 同一労働同一賃金の実現に向けた規制

(1) 法改正の概要

正社員と非正規社員の待遇差につき、個々の待遇ごとに、①職務の内容、②職務の内容・配置の変更範囲、③その他の事情を考慮して、不合理な待遇差を設けてはならないことになりました（施行日：大企業は2020年4月1日、中小企業は2021年4月1日）。

(2) 労働者側からみたポイント

従来は、非正規社員だからというだけで、正社員には支給されている賞与や諸手当が支給されないという例が散見されていましたが、今後は、それぞれの待遇につき差を設ける場合には、それに対応した理由が必要となります。



たとえば、正社員は全国転勤なので住宅手当を支給するが、非正規社員は勤務地限定なのでこれを支給しないのは合理的ですが、正社員には皆勤手当を支給するが、非正規社員にはこれを支給しないというのは、皆勤を奨励すべきなのは正規非正規とは無関係なので不合理です。



また、待遇差につき、労働者からの求めがあった場合、使用者に説明義務が課されることとなったため、これを活用して使用者と待遇差是正のための交渉を進めていくことが考えられます。

(3) 使用者側からみたポイント

不合理な待遇差を設ければ差額分の請求をされることとなりますし、上記の説明義務もあるので、労働条件全体を見渡し、なぜそのような待遇を設けているのか、一つ一つ点検し、就業規則を変更することが必要です。

なお、正社員の労働条件を切り下げることで待遇差を解消するのは、個別同意がない限り、合理性を欠く不利益変更として認められ難いでしょう。

5 おわりに

立川法律相談センターの労働専門相談では、専門性の高い弁護士が相談を担当しています。労働者側相談は初回30分以内無料ですので、お気軽にご相談ください。

以上

労働問題法律相談 (労働者側は初回無料)

TEL 042-548-7790

労働者側 毎週土曜日（祭日を除く）午前10時～12時

使用者側 毎週木曜日（祭日を除く）午後1時～3時30分

法律相談センターのご案内

法律相談の電話予約
受付時間(祭を除く)

- 八王子・立川法律相談センター / 月～土曜日：午前9時30分～午後4時30分
- 町田法律相談センター { 水・金・土曜日：午後1時～6時
火・木曜日：午後3時～8時

インターネットからも法律相談の予約を受け付けております。 [東京三弁護士会多摩支部](#) [検索](#)

立川法律相談センター

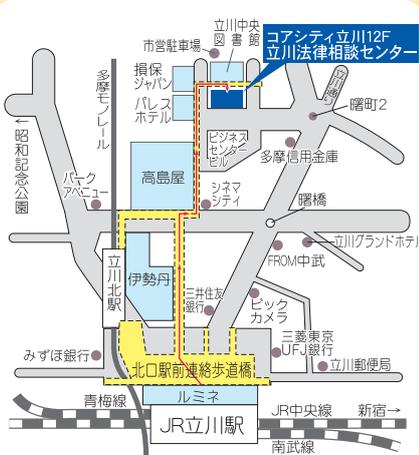
〒190-0012
東京都立川市曙町2-37-7 コアシティ立川12階

042-548-7790

法律相談日 ※祭を除く

月曜～土曜日 { 午前10時～12時
午後1時～3時30分
専門相談あり、詳しくはお問い合わせ下さい。

労働問題相談



- ※ JR立川駅北口から徒歩7分
- ※ 多摩モノレール立川北駅から徒歩5分
- ※ 駐車場がありませんので車でのお越しはご遠慮下さい。

八王子法律相談センター

〒192-0046
東京都八王子市明神町4-1-11

042-645-4540

法律相談日 ※祭を除く

月・火・木・土曜日：午前10時～12時
月曜～土曜日：午後1時～3時30分

夜間相談：水曜と金曜日の午後4時30分～7時



- ※ 京王八王子駅西口から徒歩3分
- ※ JR八王子駅北口から徒歩7分
- ※ 駐車場がありませんので車でのお越しはご遠慮下さい。

町田法律相談センター

〒194-0022
東京都町田市森野1-13-3 竹内ビル6階

042-732-3904

法律相談日 ※祭を除く

水・金・土曜日：午後3時～6時
火・木曜日：午後5時～8時

夜間相談：火曜と木曜日の午後8時まで



- ※ JR町田駅北口から徒歩4分
- ※ 小田急線町田駅西口から徒歩2分
- ※ 駐車場がありませんので車でのお越しはご遠慮下さい。

弁護士会町田法律相談センターで、**法テラスの法律相談が受けられます。**

※収入が一定額以下の方は、法テラスの無料相談をご利用頂ける場合があります。ご予約の際、ご希望の時間帯が無料相談に対応しているか、あらかじめご確認ください。
予約電話番号 **042-851-8172**

法律相談料金

30分以内 **5,000円**(税別)
※延長15分につき2,500円(税別)

クレジット・サラ金

法律相談は **無料**
★高い利子で払い過ぎていませんか?
お気軽にご相談下さい。

電話ガイド

1件10分程度で一般的な問題について無料でご案内します。 月曜日～金曜日(祭を除く) 午前10時～12時

TEL **042-548-7175**

一般相談

- 相続・遺言 ■ 離婚問題 ■ 土地建物の借地・借家 ■ 刑事事件など

専門相談

労働問題法律相談 **労働者側は初回面接無料**

〈労働者側〉毎週土曜日(祭を除く) 午前10時～12時
〈使用者側〉毎週木曜日(祭を除く) 午後1時～3時30分
TEL **042-548-7790**(立川法律相談センター)

生活保護法律相談

受付：月曜日～金曜日(祭を除く)
午前9時30分～12時、午後1時～4時
TEL **042-642-5000**

※同じ問題について、3回までは無料で相談を受けられます。

弁護士子どもの悩みごと相談 (初回は電話相談です。)

受付：毎週水曜日(祭を除く) 午後2時～7時
TEL **042-548-0120**
※電話相談のあと、必要に応じて無料で面接相談を行います。

高齢者・障害者専門法律相談

ドメスティック・バイオレンス(DV)法律相談 **初回面接無料**

外国人法律相談

消費者問題法律相談

東京三弁護士会多摩支部まで、まずはお問い合わせ下さい。
受付：月曜日～金曜日(祭を除く)
午前9時30分～12時、午後1時～4時30分
TEL **042-548-1190**

犯罪被害者支援相談 (初回は電話相談です。)

受付：毎週火曜日(祭を除く) 午後1時～4時
TEL **042-548-3870**

※電話相談のあと、必要に応じて無料(原則、法テラスの援助を利用)で面接相談を行います。